

公共放送に関する件

[議事録 2/3]

・NHK 会長の言動に伴う放送法第 73 条との関係

○吉川沙織君

これから少し具体的な点をお伺いしたいと思います。去年、当総務委員会でも衆議院の総務委員会でもかなり議論されたと思いますが、私、ちょうどそのとき経済産業委員会の方にいましたので、少しでも不明な点、幾つか確認をさせていただければと思います。

昨年 3 月 19 日、会長のハイヤーの私的利用をめぐる経理処理事案に関する報告書、これが監査委員会から提出されています。これを全体から読めるのは、三つぐらいの点があると思います。会長はハイヤー利用



代金を当初から支払うとされていた、会長の私的目的のハイヤー利用については、放送法、内部規程上も可能とされる場合があるということ、今回事案の責任は全て秘書室職員の不適切な経理処理にある。全体を通して読めば、こうしか読めません。

しかし、昨年 3 月 19 日、経営委員会終了後の記者会見、このブリー

フィングを見ると、経営委員長と監査委員の答弁が余りにもふがいないと言わざるを得ません。

重要な点、これ、記者から結構いい質問が出ています。核心を突くような記者の質問に対して、経営委員長も監査委員も、ここで記載したとおりのことしか言えない、はっきりしなかった、これ以上は言えないなどと、誰かに委託し監査委員が実際に綿密に調査したとは思えないようなやり取りが残されています。

例えば、代金は会長が自分で支払うという発言を秘書室は 12 月 26 日の時点で聞いていたのかとの問いに、監査委員は、必ずしもそこははっきりしない、明確かどうか。次に、全てのポイントはそこだと思うとの問いに、事情聴取したときのテープ起こしが手元にある、秘書室長の言葉は次のとおり、私がハイヤー使用を会長に提案し、会長もプライベートの使用ということで了承した、経費については後日支払うことにした。続いて記者が聞きます。それは会長が言ったのか、秘書室の人が内心で思ったのか。後で確認する。そして、最終的には記者の問いに、監査委員会事務局が、検討させていただき、このやり取りで全てが終わってしまっていま

す。

実際のところは、監査委員、どうだったんでしょう。

○参考人(上田良一君)

今の御質問のところですが、12月26日にハイヤーを発注した段階で会長に支払う意思があったかどうかの質問ということでよろしいんですね。——それで、会長は車の手配を要請されており、秘書室として、ゴルフは私用目的であることから、けじめを付けるためにハイヤー利用を会長に提案し、ハイヤー代金は会長自身が支払うものと、会長及び秘書室長共にそのやり取りの中で会長が支払うことで合意があったというふうに私どもは認識したわけです。



それ以降、いろんな議論がありましたけれども、それを覆すような事実は見受けられなかったということです。

○吉川沙織君

今伺いましたのは、3月19日の記者ブリーフの中に、会長はもちろん私的利用だからハイヤーは使ったと、でもそのときに代金を支払うというのは本当に聞いたのかどうかと記者から問われて、その問いに監査委員も監査委員会事務局もそれを答えられなかったので、答えることを検討させていただくという問いのやり取りで終わっちゃっているんです。

なので、それは本当に確認できたんでしょうかという問いですので、今の御答弁だと全く違う答弁になります。

○参考人(上田良一君)

残念ですが、今の吉川委員の方から御質問がありましたその点に関する確認は取れていません。

○吉川沙織君

では、会長にお伺いします。昨年3月25日の衆議院総務委員会において、このハイヤー問題の件で、会長は最初にどのように秘書室に依頼したんですかと議員から問われて、「1月2日に車を用意してください、こう言いました。」と答弁されています。この後、同じ12月26日の日に、車を用意してくださいと会長が秘書室にお願いをして、その後本当に自分で代金を支払いますとおっしゃったんでしょうか、お答えください。

○参考人(靱井勝人君)

その言葉で申し上げたかどうかというのはちょっと定かではありませんが、26日に、車を用意してくださいと言ってお願いしたことは事実でございます。



しかし、そのときの会話、先ほども御披露ありましたけれども、秘書室長と話したときに、会長、これはプライベートのゴルフですよと、じゃ区別するためにハイヤーを用意しよう。ハイヤーを用意するということは公用車じゃないということですから、これはお金ははっきりしめし、私用ですから私が払うという意味を当然含んでいるわけでございます。

○吉川沙織君

今の答弁からは、はっきり含んでおりますというのはこれは会長の思いであって、明言をされたという答弁ではなかったように思います。理解できない点について更にお伺いします。この監査委員会が出した報告書を読めば、当初、会長の車の手配に対し秘書室は、公用目的で利用される会長車ではなく、ゴルフは私用目的であるからハイヤーの利用を提案し、会長もこれを了承したと書かれています。今、会長の御答弁にもあったとおりでと思います。でも、これって秘書室長がわざわざ提案するまでもなく、ゴルフなら会長車を使うまでもなく、常日頃の会長の車がどういう使い方をしているのかわかりませんが、秘書室長としては、やっぱりちょっとこれまずいんじゃないかと思って提案してハイヤーにしたんじゃないかという考え方も成り立つわけですね。

そもそも、新年のゴルフ大会、これ新年のゴルフ大会ってこれに書いていますからね、新年のゴルフ大会という私用目的の車の手配は会長自身がなされればいいことではないでしょうか。しかも、1月2日に利用されるために12月26日に秘書室長にお願いをされた。時間的余裕も、もちろん年末年始といえど、日はあります。このような個人的案件も秘書室が担わなければいけないのでしょうか。会長の全く私的なゴルフに関することも公的機関であるNHKの秘書室が携わるのは、秘書業務として常識的範囲内のことであり、一般社会ではよくあることなんでしょうか、会長。

○参考人(靱井勝人君)

秘書に頼んだということは、やはり手慣れている秘書に頼むのが一番、どういんでしょうか、勝手が分かっているといえませんか。じゃ、私はまず電話するときには、まずハイヤーの電話番号から探してやらなきゃいけないという、こういうことに相なるわけでございますから、ここのところは委員、是非、便宜的に、便利さの

ために秘書に頼んだということ。

それから、12月26日は、たしか私の記憶では、最後の日だったと思います。年末最後のワーキングデーだったと思います。いや、私の記憶によれば、是非チェックして間違っていればそう指摘していただければ有り難いんでございますけれども。



それから、ハイヤーを頼むということは、何回も私、この場で申し上げておりますけれども、これは公用車じゃないという意味において、プライベートだからハイヤーを使ったというこの理屈はもう昨年から何回も申し上げているとおりでございます、今もってその思いは変わりません。おまえがやればよかったじゃないかと言われるれば、もしかしたらそうかもしれませんが、今申しましたように、手慣れた秘書に頼んだということでございます。

○吉川沙織君

今、会長、ちょうどお願いをされた12月26日はその年の最後のワーキングデーだと答弁をされましたが、土曜日なんですけど。

○委員長(山本博司君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(山本博司君) じゃ、速記を起こしてください。

○参考人(靱井勝人君)

いや、私の記憶が正しければと申し上げてありましたので、ちょっと、一昨年ですよ、ちょっとそれ間違っているかもしれません。間違っていたら訂正いたします。曜日は外して、12月26日でございます。

○吉川沙織君

曜日も多分違っていたと思います。そこがもしかしたら会長にとっての最後の出勤日だったのかもしれませんが、一般的な御用納めはその翌週の月曜日だったと思います。

NHKとしての会長の私的な事項のどこまでが秘書室の業務と考えているのか、際限ないんでしょうか。今、ハイヤーの手配のときに御自身で電話番号を調べなきゃいけないですとか、勝手に分かっていないので何でも分かる秘書室にお願いをしたということですが、これ、どこまで結局、じゃ、お願いされることになるんでし

よう。

○参考人(靱井勝人君)

私、さっき便利さと申しましたけれども、公用車が付いているという意味において、やはり私は、セキュリティーを自分でも確保する必要があるわけですね。そういう意味において、やはりタクシーで行くという、そういうことはもちろん可能ではあるんですが、やはり秘書に頼んだということは、秘書が私が何をしているかを知っている、プライベートだけれども、何を、どこに行くと、で、どういう交通手段を使ったということを知ることが、ある意味では当然のことだろうというふうに思います。

聞きました、12月26日は金曜日だそうです。したがって、最後の日だと思います。

○吉川沙織君

では、今セキュリティー上の問題について触れられましたので、この観点から少し伺います。

安全の確保に配慮した、これは監査報告書でも書かれています。セキュリティー上問題があるところに、NHK会長という、日本の顔です、本当の公職です、公職にある方が私的目的でセキュリティー上問題のあるところに行かれること自体が、一つの見方とすれば問題だと言えます。一般的には、公職にある人は私生活においてリスクはできるだけ避けるべきじゃないかと思いますし、自発的にリスクがあるところに行きたいとおっしゃるのであれば御自分で対処なさるのが筋だと思います。



続いて、伺います。

結果、報告書にもあるように、そもそも NHK は、協会が手配するハイヤー、タクシーについて私用目的での利用は内部規程上認めておらず、運用上も通常は業務遂行にのみ利用が認められています。これは、過去の不祥事等を踏まえての内部規程ではないでしょうか。そもそも、この内部規程は、NHK の支出の制限等を規定した放送法第 73 条の解釈を敷衍したものではないでしょうか。監査委員に伺います。

○参考人(上田良一君)

お答えいたします。監査委員会といたしましては、私用目的であったといたしましても、会長という立場上必要な身柄の安全、情報管理及び所在確認のために、協会が手配するハイヤーの利用を必要とする場合があることを否定するものではありません。

しかしながら、監査委員会は、視聴者からの受信料で成り立つ NHK にとって公私の区別が極めて重要であり、とりわけ協会のトップである会長や会長を支える秘書室等には高い倫理観と説明責任が求められていることを常に意識して行動すべきであると考えております。

監査委員会といたしましては、まず執行部において会長のハイヤー、タクシー利用の在り方等について検討を行うとともに、仮に協会が手配を行う場合があっても、ハイヤー会社からの会長宛ての請求書が届くように手配を徹底させるなど、協会が取るとしている再発防止策が着実に実行されることを以降注視してまいっておるわけですが、今の吉川委員の御質問に対しては、冒頭申し上げましたように、会長という立場上ハイヤーの利用を必要とする場合があるということを監査委員会としては否定いたしておりません。

○吉川沙織君

放送法第 73 条は、NHK は「業務の遂行以外の目的に支出してはならない。」と規定しています。会長の私用



目的である新年のゴルフ大会のため、公用車は当然として、ハイヤー料金の支払あるいは立替払は絶対にできません。これ以外解釈のしようもありません。

ところが、昨年 3 月 24 日、衆議院総務委員会理事会に提出された文書を見ると、放送法第 73 条の解釈をゆがめるような文書が、まあ様々なやり取りがあったんだと思いますが、出されてしまっています。昨年 2 月下旬に内部告発があって、問題処理のためいろんなものが考

えられ、それに基づいて会長は 3 月 9 日に代金を戻しました。監査委員会は調査をしました。事務的な瑕疵はあるものの、本来は、会長が私用目的であっても、その立場上、今答弁ありました、必要な身柄の安全等を目的としていたことに鑑みれば、業務遂行との関連があるものと考えられるとの放送法第 73 条を曲解する説明がなされています。これは報告書全体を読めば分かることです。

監査委員に伺います。今、会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する立場にあることからということをおっしゃいましたが、その解釈で間違いはないですか。

○参考人(上田良一君)

お答えいたします。放送法 73 条に関しましては、昨年、いろんな形で議論がありまして、専門家の意見も聴取しまして、私の方で文書で 73 条の解釈に関しては報告をいたしております。

ちょっと長くなりますが……

○吉川沙織君

いいです、時間ないです。

○参考人(上田良一君)

それじゃ、そのポイントは……(発言する者あり)よろしいですか。

○吉川沙織君

もう水掛け論になるとと思いますが、これは何とか放送法違反にならないように綿密なやり取りの上で作り出された文書だと思いますが、私としては国民を愚弄する態度としか思えません。



協会を総理する立場にある、だからこの放送法第 73 条に抵触しない、法に反し

ないとするのであれば、今年 2 月 23 日に、NHK 会長コメント、「アイテック多額不正事案に係る NHK 責任について」、これ会長のコメントとして公表されています。この中にこうあります。「視聴者・国民の負託により、受信料で運営される NHK の社会的な責任は、法的な責任の有無にかかわらず重いものがあります。」。

どんなに詭弁を弄したとしても、一時的にでも視聴者の方からいただいた受信料が会長の私的利用のハイヤー代に使われたのは、これは、どんなに解釈をしても、どんなに法律を読み込んでみても、紛れもない事実です。何日間かは会長のハイヤー代が受信料から立て替えられていた、これは紛れもない事実です。法には反しないけれども、アイテックのときはこうやってコメントを出している。

会長、この件について何かお考えありませんか。

○参考人(靱井勝人君)

あえてもう一度言わせていただきますけれども、ハイヤー問題については、私は当初から自分で払う意思を表明してやっていたわけでございます。それが、要するに、事務手続上の問題で伝票が紛れ込んでしまったと。委員、多分御承知だと思いますけれども、あの伝票は私のサインではありませんので、私はその伝票の存在すら知らなかったわけですから、そういうものが回った挙げ句にお金が支払われたという事実は是非御理解いただきたいと思います。私もこれ以上言うつもりはありません。

アイテックの問題については、まさしく、私の詭弁ではなくて、本当に私は今はそう思っております。要するに、いろんな形で法に違反しているとか違反してないとか、そういうことではなくて、やはり我々は、基本的には視聴者の皆さんに疑惑を持たれるようなことはあってはならないということは 120%私は理解し確信している

わけでございます。今後とも、その線に沿って最大限の努力をしまいる所存でございます。

○吉川沙織君

今年に入ってからNHKの職員がタクシーのチケットの不正使用でかなりいろいろ問題が出て厳しい処分をされています。これも、もちろんいろんな答弁はあるでしょうけれども、実際受信料がそういうチケットに使われてしまったということですから別に問題としては変わらないと思いますが、会長と比べて物すごく重い処分が科されています。

今、会長、伝票のことについて触れられたので、少しそのことについて申し上げたいと思います。

最近の経営委員会では、会長自身が伝票処理の重要性について語っておられるのがあります。平成28年1月12日、第1252回経営委員会。「一番効果的なのは、伝票をきちんとやることだと申し上げているわけです。」「関連団体に」「要請したのは、口で「コンプライアンス」と言うよりも、もう少し分かりやすく具体的に、つまり、出金伝票をきちっと照査するように。」、これ、会長がおっしゃることを



信じるならば、会長のお膝元でこういう処理がなされていなくてハイヤー問題は起こったということにもなりますので、会長がおっしゃっていることが少しよく分からないということがあります。

監査委員に伺います。

今回の件、9人に調査をされたということは去年の当委員会でも明らかになっています。監査委員自身が直接事情聴取をしたのは6人も伺っていますが、会議録から読み取れるのは、会長、コンプライアンス統括理事、秘書室、ハイヤー手配等を担当する総務局関連職員、支払を担当する経理局関連職員、秘書室統括の副会長、これで六人になります。ということは、秘書室は一人にしか聞いていないということでもよろしいですね。

○参考人(上田良一君)

ちょっと手元に資料がないので正しく誰に聞いたかということは記憶をたどる以外ないんですが、今、吉川委員がおっしゃったことで大きな違いはないというふうに思います。

○吉川沙織君

分かりました。今回の件は内部告発に基づいて調査が行われました。ただ、通報の対象者が経営のトップで

ある会長であったために、放送法第 39 条に基づいて経営委員会に報告され、内部通報制度の枠組みで行われたわけではないとされています。

今回の案件は、トップの会長だったからこそ、こんな報告書ではなくて、監査委員も経営委員長も一層十分な調査を行うべきだったのではないかと考えています。報告書は、残念ながら、よく読めば矛盾だらけであると思いますが、経営委員長の見解を伺います。

○参考人(浜田健一郎君)

経営委員会では、監査委員会の報告を受け、それを了承いたしました。

○吉川沙織君

この監査報告書、秘書室の周りについては秘書室と秘書室長と秘書室職員、書き分けて責任を明確にしているように装っていますが、このような重大事、一秘書室職員が独断でできるわけありません。しかも、その事件が起こる直前は 10 月から 12 月までコンプライアンス推進月間で、会長自身が守りましょう。しかも、平成 27 年の 1 月の会長年頭会見でも、コンプライアンスの徹底は大事だ。そのお膝元で経営の中核である秘書室でこのような失念したというようなことはなかったと思います。結果、今回の処分を踏まえたのを見ると、監督責任は上へ行けば行くほど希薄になり責任の所在が曖昧模糊で終わってしまっている残念な事例だったと思います。

続きの議事録(3/3)は、[こちら](#)です。